

公 告

公募型プロポーザル方式により、鳥取県域公営企業会計システム共同化及び運用保守業務の受託候補者を選定するので、次のとおり公告する。

令和8年3月25日

米子市上下水道事業管理者
上下水道局長 下 関 浩 次

1 業務の概要

(1) 業務名

鳥取県域公営企業会計システム共同化及び運用保守業務

(2) 業務内容

公営企業会計システムの設計、開発、導入支援、データ移行、研修、運用及び保守業務一式

(3) 履行期間、提案上限額

「鳥取県域公営企業会計システム共同化プロポーザル実施要領」に定めるとおり。

(4) 実施主体

鳥取県公営企業システム共同化協議会（以下「協議会」という。）

※本プロポーザルは、協議会の代表事業者であり、事務局を兼務する米子市上下水道局が実施するものとする。

（協議会は、法律に基づかない任意の協議会であり、以下の21事業者が参加している。鳥取県、鳥取市、鳥取市水道局、米子市上下水道局、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町）

(5) 参加事業者

ア 鳥取県	鳥取市東町一丁目220番地
イ 米子市上下水道局	米子市車尾南二丁目8番1号
ウ 倉吉市	倉吉市葵町722番地
エ 岩美町	岩美郡岩美町大字浦富675番地1
オ 若桜町	八頭郡若桜町若桜801番地5
カ 智頭町	八頭郡智頭町大字智頭2072番地1
キ 八頭町	八頭郡八頭町郡家493番地
ク 三朝町	東伯郡三朝町大字大瀬999番地2
ケ 湯梨浜町	東伯郡湯梨浜町大字久留19番地1
コ 北栄町	東伯郡北栄町由良宿423番地1
サ 日吉津村	西伯郡日吉津村大字日吉津872番地15
シ 大山町	西伯郡大山町御来屋328番地
ス 南部町	西伯郡南部町法勝寺377番地1

セ 伯耆町	西伯郡伯耆町吉長 3 7 番地 3
ソ 日南町	日野郡日南町霞 8 0 0 番地
タ 日野町	日野郡日野町根雨 1 0 1 番地
チ 江府町	日野郡江府町大字江尾 1 7 1 7 番地 1

2 選定方法

公募型プロポーザル方式により選定する。

3 参加資格

公示日において「鳥取県域公営企業会計システム共同化プロポーザル実施要領」に定める要件をすべて満たす者とする。

4 事務担当

米子市上下水道局経営企画課経営戦略担当(鳥取県域公営企業会計システム共同化及び運用保守業務公募型プロポーザル選定委員会事務局)

〒683-0008 鳥取県米子市車尾南二丁目 8 番 1 号

TEL : 0859-32-9915 FAX : 0859-23-3530

E-mail : suido-tyousei@city.yonago.lg.jp

5 参加希望申込

(1) 受付期限

令和 8 年 4 月 3 日 (金) 正午必着

(2) 提出場所

4 の事務担当と同じ。

(3) 提出方法

持参、郵便または電子メールによる。ただし、郵便または電子メールによる場合は、5 (1) の期限までに必着することとする。

(4) 参加資格の確認結果通知

令和 8 年 4 月 8 日 (水) までに通知する。

6 業務提案書等の提出

(1) 提出期限

令和 8 年 5 月 1 3 日 (水) 正午必着

(2) 提出場所

4 の事務担当と同じ。

(3) 提出部数

正本 1 部 (紙媒体 1 部、電子媒体 1 部)、副本 1 部 (電子メール)

(4) 提出方法

持参又は書留郵便 (副本については電子メール)。ただし、書留郵便及び電子メールによる場合は、6 (1) の期限までに必着することとする。

7 質問の受付

(1) 受付期間

令和8年3月26日(木)から令和8年4月16日(木) 正午まで

(2) 提出方法

電子メールによる。

(3) 回答方法

令和8年4月27日(月)までに米子市上下水道局のホームページにおいて随時公表する。ただし、質問または回答の内容が質問者独自の提案に係るものである場合は、当該質問者に対してのみ回答する。

8 審査方法

(1) 提案内容及び価格を総合的に評価し、最も優れた提案者を優先交渉権者として選定する。

(2) 評価配点は次のとおりとする。

ア 技術評価点 500点(一次審査250点、二次審査250点)

イ 価格評価点 200点

(3) 二次審査においてはプレゼンテーション審査を実施する。

9 契約方法

(1) 優先交渉権者と協議のうえ、各参加事業者と個別に契約を締結する。

(2) 協議が不調となった場合は、次点者と協議を行う。

10 契約保証金

契約保証金は、各参加事業者の規程に従うものとする。

11 その他

(1) 詳細は、「鳥取県域公営企業会計システム共同化プロポーザル実施要領」による。

(2) 提案に要する費用は、提案者の負担とする。

(3) 提出された書類は返却しない。